

名護市長 島袋 吉和 様

名護市役所 企画総務部 市長室 秘書広報係  
〒905-8540 沖縄県名護市港 1-1-1  
電話：0980-53-1212（内線 203/202/243）  
F A X：0980-53-6210

辺野古の新基地建設に係る環境アセスの調査で、許可を出さないで下さい。

辺野古の新基地建設に係る環境アセスの調査で、辺野古ダムの水質調査などを行うために、名護市に名護市に許認可を申請して居るそうですね。

これを早急に許可することはおかしな事と思いますので意見します。

この度の環境アセスのプロセスは、

1. 「沖縄防衛局と審査会事務局だけの協議で事を収めようとしている」と批判されるべき内容
2. 市民参加というアセス制度の民主性をかなぐり捨てている
3. 住民が意見をいう機会を奪われている

以上の点から、環境アセス法の趣旨に照らすと限りなく黒に近い灰色で、「そもそも沖縄の負担軽減といいながらなぜ県内移設か」、「米軍基地の75パーセントを沖縄に集中させておきながらなお新基地建設は正当か」という問いには到底答えられないと思います。

そもそも、今回の環境アセスのプロセスは、2007年8月の方法書に対して島袋 吉和 名護市長は仲井間 弘多 沖縄県知事とともに、公告縦覧の期間中を通じて受け取りを拒否していました。

その後、県では環境影響評価審査会での審議を諮問し、同時に内容の不備を補うために追加情報を求めて来ました。

県のまとめた知事意見では、この方法書や沖縄防衛局の説明では「全くの情報不足」と指摘しました。

2008年1月下旬に沖縄防衛局は「追加資料」を提出しましたが、この資料はアセス法での根拠が無く、法に基づいた公告縦覧や意見の収集がされていません。

名護市はこの追加資料に対して、県に意見を出したようですが、広告縦覧されていないままで十分な意見収集は出来たのでしょうか、大変に疑問です。

特に、飛行経路については市長が「基本合意」した“住宅上空を飛行しない“という話は全くの「嘘」であったことがわかっています。

県は2008年2月の環境影響評価審査会を経て、「追加資料」についてもなお情報不足と指摘する文化環境部長名の意見書をまとめています。

このまま環境アセスの調査を許可することは、沖縄防衛局が名護市民や沖縄県民をだまし討ちすることに島袋 吉和 名護市長と仲井間 弘多 沖縄県知事が加担する事に成ると思います。

以上意見し、調査の許可を出さない事を要望します。